

2018年（平成30年）6月14日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

教育・保育給付に関すること及び保育所，認定こども園及び地域型保育事業の
利用調整に係るコンピュータ処理について（答申）

2018年（平成30年）5月30日付けで諮問（第919号）された教育・保育
給付に関すること及び保育所，認定こども園及び地域型保育事業の利用調整に係るコ
ンピュータ処理について，次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」
という。）第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認め
られる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると，本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必
要性は，次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

子ども・子育て支援新制度においては，保育所，認定こども園，地域型保育事
業（以下「保育所等」という。）につき，保育利用するに当たっては，すべての
市町村は，子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」と
いう。）第20号第1項の規定に基づき，支援法第19条第1項第2号又は第3
号の区分に係る認定を受けた子どもについて，市町村が児童福祉法（昭和22年
法律第164号）第24条第3項及び附則第73条第1項に規定する利用の調整
を行うこととなっている。

本市における保育所等の利用申請等は現在，窓口受付となっており，申請者は
平日の開庁時間内での手続又は郵送による申請を行っている。

利用申請手続に係る市民の利便性の向上を図るため，2018年（平成30年）
7月より新たに申請者本人の取り得る申請手段の一つとして電子申請システムに
よる受付を行うことについて検討している。

受付業務で利用する電子申請システムは、神奈川県市町村電子自治体共同運営サービスにおいて提供されるもので、2015年（平成27年）3月12日付け藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第718号で承認されているものである。

この電子申請による受付は条例第18条のコンピュータ処理に該当することから、「教育・保育給付の支給認定申請書兼保育施設利用申込書」「保育施設利用継続届出(兼台帳)」「認定申請書」に係るコンピュータ処理について諮問するものである。

(2) コンピュータ処理の必要性

保育施設利用を希望する者は藤沢市が指定する期日までに書類一式を提出しなければならない。

申請・届出の電子化は、従来窓口で行っていた受付処理について、「電子自治体の総合窓口」として、インターネット上で展開するものである。就労等の理由で窓口申請できない希望者がいる中、総合的かつ汎用的な受付事務を電子的に行うことで、市民の利便性の向上を図ることができることとなることから、コンピュータ処理を行う必要がある。

(3) 電子申請システムで取り扱う個人情報

- ア 申請する子どもの氏名（読み仮名）、生年月日、性別、健康状況、保育状況、個人番号、生活保護の適用状況
- イ 保護者の氏名（読み仮名）、住所、生年月日、性別、連絡先、個人番号、勤務先名、勤労実績、単身赴任の有無、給与形態、予定を含む産育休または育児短時間の取得状況、自営業者による事業者証明情報、健康状況、介護（看護）状況、市町村民税課税情報、生活保護の適用状況、
- ウ 保護者を含む同一世帯の構成員、生年月日、性別、子どもとの続柄、就労等の状況、個人番号
- エ 保護者が介護（看護）する被介護（看護）者の氏名、子どもとの続柄、住所、健康状況、介護を必要とする具体的な内容
- オ 申請する子どものきょうだいの入所、通所、通学状況
- カ 保育を希望する理由、家庭の状況

(4) 電子申請

電子申請については、本市ホームページから電子申請システムを利用する方法となる。

現在、国において、妊娠、出産、育児等に係る国民の子育ての負担軽減を図るため、地方公共団体における子育て関連の申請等について、マイナポータルから居住自治体の子育てサービスを検索し、オンライン上で子育てサービスの利用ができる子育てワンストップサービスが提供されており、「教育・保育給付の支給認定申請書兼保育施設利用申込書」「保育施設利用継続届出(兼台帳)」「認定申請書」の電子申請についても、ワンストップサービスの一つとして、利用をでき

るようにする。

本市における子育てワンストップサービスを利用する電子申請は、電子署名を行わない方法と、電子署名を行う方法にわけて運用する予定となっている。電子署名を行う申請者が申請したデータの管理については、個人番号含む申請用のURLを別に設け、個人番号利用端末のみアクセスを許可する運用を行う。

(5) システムの安全性

ア 契約方法

システムを運営する富士通株式会社神奈川支社支社長と神奈川県が、神奈川県市町村電子自治体協議会を代表して提供委託業務契約を締結して運用し、本市は神奈川県と協定を締結し、システムを利用している。また、本市はシステムを運営する同社と個人情報の取扱いに関する協定を締結することにより、条例を適用させている。

イ 電子申請システムで取り扱う個人情報について

(ア) 利用者登録情報

利用者は、申請を行う自治体ごとに利用者規約に同意し、本人の利用者情報を登録する。また、利用者情報の登録は本人確認の手段であって、この利用者情報を他の用途に使用しない。

- a システムの利用者登録情報は各自治体ごとに管理している。
- b 利用者はシステムの利用に当たり申請・届出を行うそれぞれの自治体ごとにあらかじめ本人としての利用者登録を行う。
- c 利用者が登録した個別の情報は、登録先の自治体の担当者及び利用者以外は参照・修正ができない。
- d 実施機関は利用者の個人情報として氏名・住所・メールアドレスを収集している。

(イ) 申請書情報

- a 申請書情報は各自治体ごとにデータベースに格納・管理している。
- b データベースに格納された申請書情報は、申請者及び申請先の自治体の担当者以外は参照・修正はできない。
- c 各自治体の担当者は審査等を行う際に担当事務の申請書情報に限りアクセスすることができる。
- d システム利用者は必要に応じ申請の審査状況等をシステムに照会することができる。

ウ ネットワーク

電子申請システムは利用者側が通信するインターネットからのセキュリティがF/W（ファイアウォール）等により十分に確保され、インターネット通信はSSLを利用した暗号化により情報の外部漏えいを防ぐ。

職員は専用回線の総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用し、システムのログインにはF/Wによるセキュリティが確保され、LGWANについても

暗号化が図られ、L GWANと庁内の情報系ネットワークの接続についてもF /Wによるセキュリティ管理が行われる。

エ 施設及びシステム要件

当該システムのインターネットデータセンター施設については、ファシリティ要件や外部ネットワーク接続環境要件及び内部ネットワーク接続要件、ウェブアプリケーションのセキュリティ対策、情報システム安全対策基準への適合として設置基準・技術基準・運用基準を細かく設定するなど、厳重なセキュリティ対策を実施している。

オ 管理基準

サービス提供事業者のセキュリティポリシーが管理基準となっている。

運用・保守業務はITILに基づき構築し、SLA（サービスレベルアグリーメント）を定め、SLM（サービスレベルマネジメント）を行っている。SLMについては、ISO9001に適合するよう管理策を構築し、運用・保守業務に係る個人情報保護対策および情報セキュリティ対策については、ISO15001とISO/IEC27001（ISMS）に基づく体系的な管理策を構築している。また、プライバシーマーク制度の使用許諾事業者認定も取得している。

(6) 実施時期

2018年（平成30年）7月予定

(7) 添付書類

ア 個人情報取扱事務届出書

イ 藤沢市子どものための教育・保育給付に係る支給認定等事務取扱要領

ウ 教育・保育給付の支給認定申請書兼保育施設利用申込書

(ア) 提出書類確認票

(イ) 保育所入園申込みの児童調査書

(ウ) 就労証明書

(エ) 就労状況申告書

(オ) 診断書

(カ) 介護（看護）状況申告書

(キ) 保育証明書

エ 保育施設利用継続届出書（兼台帳）

オ 認定申請書

カ システムの安全性に関する資料

(ア) 電子自治体共同運営センター機能要件

(イ) 電子申請データ受け取りイメージ図

(ウ) 個人情報の取扱いに関する協定書

3 審議会の判断理由

当審議会は、コンピュータ処理を行うことについて、次に述べる理由により審議会の結論のとおり判断をするものである。

(1) コンピュータ処理をする必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

申請・届出の電子化は、従来窓口で行っていた受付処理について、「電子自治体の総合窓口」として、インターネット上で展開するものである。就労等の理由で窓口申請できない希望者がいる中、総合的かつ汎用的な受付事務を電子的に行うことで、市民の利便性の向上を図ることができることとなることから、コンピュータ処理が必要となる。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理をする必要性が認められる。

(2) 安全対策について

実施機関では、次のような安全措置を講じている。

ア 契約方法

システムを運営する富士通株式会社神奈川支社支社長と神奈川県が、神奈川県市町村電子自治体協議会を代表して提供委託業務契約を締結して運用し、本市は神奈川県と協定を締結し、システムを利用している。また、本市はシステムを運営する同社と個人情報の取扱いに関する協定を締結することにより、条例を適用させている。

イ 電子申請システムで取り扱う個人情報について

(ア) 利用者登録情報

利用者は、申請を行う自治体ごとに利用者規約に同意し、本人の利用者情報を登録する。また、利用者情報の登録は本人確認の手段であって、この利用者情報を他の用途に使用しない。

- a システムの利用者登録情報は各自治体ごとに管理している。
- b 利用者はシステムの利用に当たり申請・届出手続を行うそれぞれの自治体ごとにあらかじめ本人としての利用者登録を行う。
- c 利用者が登録した個別の情報は、登録先の自治体の担当者及び利用者以外は参照・修正ができない。
- d 実施機関は利用者の個人情報として氏名・住所・メールアドレスを収集している。

(イ) 申請書情報

- a 申請書情報は各自治体ごとにデータベースに格納・管理している。
- b データベースに格納された申請書情報は、申請者及び申請先の自治体の担当者以外は参照・修正はできない。
- c 各自治体の担当者は審査等を行う際に担当事務の申請書情報に限りアクセスすることができる。
- d システム利用者は必要に応じ申請の審査状況等をシステムに照会する

ことができる。

ウ ネットワーク

電子申請システムは利用者側が通信するインターネットからのセキュリティがF/W（ファイアウォール）等により十分に確保され、インターネット通信はSSLを利用した暗号化により情報の外部漏えいを防ぐ。

職員は専用回線の総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用し、システムのログインにはF/Wによるセキュリティが確保され、LGWANについても暗号化が図られ、LGWANと庁内の情報系ネットワークの接続についてもF/Wによるセキュリティ管理が行われる。

エ 施設及びシステム要件

当該システムのインターネットデータセンター施設については、ファシリテイ要件や外部ネットワーク接続環境要件及び内部ネットワーク接続要件、ウェブアプリケーションのセキュリティ対策、情報システム安全対策基準への適合として設置基準・技術基準・運用基準を細かく設定するなど、厳重なセキュリティ対策を実施している。

オ 管理基準

サービス提供事業者のセキュリティポリシーが管理基準となっている。

運用・保守業務はITILに基づき構築し、SLA（サービスレベルアグリーメント）を定め、SLM（サービスレベルマネジメント）を行っている。SLMについては、ISO9001に適合するよう管理策を構築し、運用・保守業務に係る個人情報保護対策および情報セキュリティ対策については、ISO15001とISO/IEC27001（ISMS）に基づく体系的な管理策を構築している。また、プライバシーマーク制度の使用許諾事業者認定も取得している。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上